

1 令和3年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 債務負担行為補正の変更について、都市計画道路荒地西山線整備事業工事契約の増額の内容は何か。  
⇒ 令和8年度末までの事業認可承認を受けられる見込みが立ったため、大型の構造物の発注等に伴う増額変更である。
- ・ 国民健康保険事業費補正予算における国民健康保険事業財政調整基金積立金の積立事由、本補正による積立額及び補正後の積立額は。  
⇒ 積立事由は主にコロナによる受診控えである。今回の補正による積立額は約5億400万円で、補正後の積立額は8億6,674万1千円である。
- ・ 国民健康保険診療施設費補正予算について、一般会計からの繰出し状況はどうなっているのか。  
⇒ 患者数が伸びているため、一般会計からの繰出しは徐々に減ってきている。
- ・ 介護保険事業費補正予算における介護給付費準備基金積立金の積立事由、本補正による積立額及び補正後の積立額は。  
⇒ 積立事由については、介護保険事業は3年間を1期として事業計画を立てるため、3年目になると高齢者の数が増え、施設の整備が追いつかなくなる現状がある。令和2年度はコロナによる影響もあるが、事業計画当初の見込みと事業費に乖離が生じたことによるものである。今回の補正による積立額は約7億6,900万円で、補正後の積立額は21億7,849万1千円である。
- ・ 市税還付金及び還付加算金についての税目は何か。  
⇒ 法人市民税である。
- ・ 剰余金については財政調整基金に積み立てているが、本市の場合は市債管理基金が極めて少ない。今後、新ごみ処理施設、インフラ、市立病院等に多大な費用が必要となるため、財政調整基金のみならず市債管理基金にも計画的に積み立てていく必要があるのではないか。  
⇒ 本市の市債管理基金が少ないのは認識している。今後、必要に応じて対応を検討したい。
- ・ 債務負担行為について新規はあるのか。  
⇒ ほとんどが例年どおりであるが、市営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託料、修学資金償還金未収金収納業務委託料については監査委員からの指摘を受けて特名随意契約からプロポーザル方式に見直すものである。

- ・ 債務負担行為について、道路関係は予算枠を決めているのか。  
⇒ 道路関係でおおよその予算枠を定め、見込んでいる。
- ・ 新規の「地方創生による持続可能なまちづくりに関する調査分析業務委託料」について、年度内に実施できるのか。  
⇒ プロポーザル方式で業者を選定する予定であるが、年内に業者選定、契約したうえで、年明けから事業を開始し、年度内には完了できる見込みである。なお、内容については、大学生によるアンケート調査等を行い、総合戦略に掲げる施策立案に繋がるような基礎データの調査分析業務をコンサル業者に委託するものである。

## 2 市道路線の認定について

- 【提 案】 都市安全部
- 【結 果】 承認
- 【質疑等】 なし

## 3 公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

- 【提 案】 産業文化部
- 【結 果】 承認
- 【質疑等】

- ・ 委員5人のうち2人の評価点が6割未満となっているが、その理由は何か。  
⇒ 管理（運営）能力のうち、施設の運営に必要な専門知識について栽培経験がないことから、評価が低くなったものと思われる。
- ・ 評価項目のうち効率性の適正な収支計画が6割未満となっているが、その理由は何か。  
⇒ 人件費の積算についてももう少し精査が必要な部分があったため、このような評価結果となった。候補者にはもう少し精査した上で詳細な収支計画を提出するようお願いしている。
- ・ そもそも指定管理料が足りていないのではないか。  
⇒ 確かに民間企業から徴取した見積書では事業費が倍近くかかるが、地域の団体に指定管理をお願いし、地域密着型の管理運営をすることで経費もかなり抑えられているため、かなり安くなっているのは事実である。
- ・ 候補者の構成員の平均年齢は何歳ぐらいか。  
⇒ 詳細は分かりかねる。60歳以上の方も多く所属しているが、常駐のリーダーは50歳代である。
- ・ 候補者と現指定管理者とのつながりはあるのか。  
⇒ 西谷地域の中では顔見知りであるが、そこまで深い付き合いがあるわけではないようである。

- ・ 候補者の構成員の中に、現指定管理者の方は所属しているのか。  
⇒ 詳細は分かりかねるが、何人かの方は所属しているようである。
- ・ 候補者の新たな取組等はあるのか。  
⇒ 自主事業ではあるが、事業計画の中で提案があったのは、周辺の市道を利用したウォーキング・クイズラリーやノルディックウォーキング教室、フリーマーケット、花のスケッチ教室等がある。
- ・ 選定理由の中で、「これまでの活動実績を生かしたイベントの開催」や「先進地の研修等による技術の向上」とあるが、具体的な内容が分からない。  
⇒ 西谷の食を活かしたイベントの開催等に意欲的である。技術の向上については具体的な内容が説明できるよう調整する。
- ・ 付帯意見で「栽培管理リーダーの早期育成や年間を通じた統合的な栽培管理が行えるような体制の早期確立にあたってほしい」とあるが、いつまでにどのような内容でということが分かりにくい。きちんと説明できるようにしておかなければならない。  
⇒ 具体的な内容が説明できるように調整する。
- ・ 候補者に栽培経験がないことを踏まえると、現指定管理者の構成員からどなたか来てもらえないのか。  
⇒ 現指定管理者に対しては有償、無償問わず、どのような形でも良いので候補者への技術的指導や助言をお願いしている。今後も引き続きお願いしていく予定である。

#### 4 宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 社会教育部

【結 果】 承認

【質疑等】

#### 5 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について

【提 案】 社会教育部

【結 果】 承認

【質疑等】

※議題4及び議題5は一括して審議

- ・ 条例第1条の設置について、本来の目的である西谷の活性化という内容が記載されていない。社会教育施設というのは十分理解しているが、設置目的と目標に少しズレがあるのではないか。  
⇒ 社会教育施設である以上条例ではこのように規定せざるを得ないが、実際は夢プラザやダリア園等の他の施設と連携しながら西谷の活性化を目指していくという思いを持っている。
- ・ 条例第8条については4号だてから2号だてに変更となるため、「第2号に規定する施設

- を除く」ではなく、「第2号に規定する施設に限る」の方が良いのではないかと。
- ⇒ 法制担当と調整する。
- ・ 今回の非公募の理由からも、今後の選定が非公募であることが妥当であると考えられるため、条例上も非公募に改正した方が良いのではないかと。
  - ⇒ 地域に密着した公の施設であることから地域の団体による管理が必要不可欠であると思っているが、非公募への改正については今回の3年間の指定管理の運営状況をみて検討したい。
  - ・ 条例第21条の指定管理者の不在等の場合における管理については、かなり限定的となっているため一度整理した方が良いかもしれない。
  - ・ 自主事業については何か提案があったのか。
  - ⇒ 地域内で連携しながら、バーベキュー等を含めた西谷の地産地消に重きを置いた食に関する事業を検討されている。
  - ・ 条例第4条の施設について、ログハウスや本館等は該当しないのか。
  - ⇒ ログハウスは事務所であり、本館は現在使用していないことから条例で定める施設としての位置付けでは整理していない。
  - ・ 今回、条例改正と指定管理の議案を同時に提案しているが、本来は条例改正によって施設の設置目的が変わることから、先に条例改正を行った上で指定管理者の選定を行うべきであったのではないかと。そのあたりはどのように整理されたのか。
  - ⇒ 条例改正については所要の文言整理であることから設置目的が本質的に大きく変わるものではないと考えている。条例改正は3月市議会での提案でも良かったが、改正後の開所時間や休所日を踏まえた上での指定管理が前提となることから、今回の指定管理者の指定の議案と同時に提案した次第である。
  - ・ 答申の最後に「選定に当たって」という項目があるが、これは付帯意見とはどう違うのか。
  - ⇒ 基本的には付帯意見と同じものであり、指定管理を行う上での再確認事項だと認識している。
  - ・ 公共施設（建物施設）保有量最適化方針で掲げている耐震性、安全性の確保についてはどうか。
  - ⇒ 耐震性への対応については未着手であるため、今後の施設の利活用等を踏まえた上で検討していきたいと考えている。耐震性の低い本館は条例上の施設から外し、今後はログハウスに事務所機能を持たせる予定である。
  - ・ 条例第1条の改正案に「市民」とあるが、市民の定義はどのように考えているのか。
  - ⇒ 文言整理の中でこのような改正内容としたが、当然、市民に限ったものではなく、市民以外も含まれている。
  - ・ 答申の「選定に当たって」においても、「西谷地域の活性化に寄与するよう」とあることから、条例第1条の設置目的にそのような文言を入れることはできないのか。
  - ⇒ この施設の大きな目標としては西谷地域の活性化に寄与することが挙げられるが、一

方で社会教育施設という位置付けからも条例でそこまで踏み込むべきかどうかということもあり、今回はそのような内容は記載していない。今後、各部局と連携する中でご意見をいただきながら、整理する必要がある際には検討していきたい。

- ・ 条例改正と指定管理者の指定の議案を同時提案する理由をもう少し整理しておくべきである。

⇒ 整理する。

- ・ 屋内活動場を予備避難所に指定していたが、今回の条例改正により施設としての位置付けがなくなるため削除する。また、多目的広場については緊急時のヘリコプターの離着陸場となっているため、候補者への説明、調整を宜しく願います。

⇒ 承知した。

- ・ 野外炊事施設の利用料金について、従前に引き続きかなり安い金額となっているが、見直しの検討はされたのか。

⇒ 部内でも検討したが、受益者負担適正化ガイドラインの策定がまだであること及び単価改定にあたっての根拠資料が不十分であること等から今回は改定していない。今後、受益者負担適正化ガイドラインが策定されれば検討を進めていきたい。

- ・ 野外炊事施設の利用料金について、従前に引き続き300円とする理由についてもきちんと根拠を示した上で説明できるようにしておかなければならない。

⇒ 利用料金については根拠を整理した上できちんと説明できるようにする。

- ・ 利用料金については、例えば上限額をスポーツセンターに合わせることも一つの方法かもしれない。